（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の十　銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

［4～6　略］

（特定持株会社に係る認可の申請）

第三十四条の十三　［略］

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この節及び第三十五条第三項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

［四・五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

［四・五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条に